

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・令和2年2月17日、3月2日及び3月16日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（56件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
- ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を（ ）書きで記載
- ・整理番号欄に、A又はBを記したもの（11件）  
Aは職員に関するもの（8件）及びBは県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの（3件）

| 整理番号             | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                    | 概要  | 対応部局  | 対応課        | 対応内容   | 反映区分         |
|------------------|-----------|-------|------|-----------------------|---|-------|------------|--|--------------|
| 1                | 2020/1/14 | 電子メール | 苦情   | 防災ヘリについて              | 大阪府内に住んでいる者ですが、8時30分頃家の上空をヘリが超低空で飛んだために、びっくりして飛び起きました。凄まじい轟音で家も揺れました。こうしたことが何度もあるけれど、ここは滑走路の延長でも騒音指定区域でもありません。今日は、三重県防災ヘリが大阪空港の優先離陸経路や騒音指定区域を逸脱し、超低空で離着陸したのではないのでしょうか。              | 防災対策部 | 防災対策総務課    | 本県防災ヘリコプターは、令和2年1月13日（月）に、緊急搬送用務のため大阪空港を利用しました。ヘリコプターの運航に当たっては、関係法令を遵守し安全を最優先に運航するとともに、騒音やヘリコプターからの風などの影響を極力低減するよう常に心がけておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。  | すでに実施している    |
| 2<br>(B)         | 2020/2/17 | 電子メール | 提案意見 | 知事ブログについて             | 令和2年2月4日の知事ブログにおいて、「パラオ」を「パラオ」と誤って記載しているのではないのでしょうか。相手国の名称を誤って記載し、県のホームページで発信するというのは、大変失礼で、敬意に欠けていると思います。県のホームページで発信するのであれば、組織として情報の誤りがないかどうか、記載ミスがないかどうか、チェックしたうえで公開するべきではないでしょうか。 | 戦略企画部 | 秘書課        | 県ホームページ「知事ブログ」の誤字につきまして、ご指摘いただきありがとうございます。該当箇所について、ホームページを修正いたしました。今後、このようなことがないようにチェックを行い、適切なホームページの運営に努めてまいります。  | 県民の声を受けて実施した |
| 3                | 2020/1/17 | 提案箱   | 提案意見 | 道州制導入について             | 道州制導入の議論がされてから数年が経過していますが、進捗状況について知りたいです。東海地方であれば、愛知、岐阜、三重がひとつになることで、行政予算の集中や、司法、行政、立法権をもつ州となります。私は道州制の構想に賛成です。   | 戦略企画部 | 政策提言・広域連携課 | ご意見・ご質問いただきありがとうございます。道州制について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、与党自由民主党の道州制推進基本法案（以下、「基本法案」という。）の動向を踏まえて必要な検討を進めることとしています。同党では、平成27年7月30日開催の道州制推進本部において、「党内議論や地方六団体の意見等を踏まえれば、基本法案を直ちに国会に提出できる環境にはない」との認識を示し、「引き続き、国民、地方公共団体その他関係者に対して同法案の趣旨説明を行い、時宜を見て、国会提出をめざす」こと等を明らかにしています。本県が把握しているところでは、最近の動向としましては、平成30年10月の同党の組織改正で同本部が廃止されて以降、基本法案に関する特段の動きはないこと等から、政府の検討が直ちに進展する状況にはないと見込んでいます。本県としましては、引き続き、道州制にかかる国の動向を注視してまいります。 | 施策の参考とする     |
| 4<br>(B)         | 2020/1/10 | 電子メール | 苦情   | 知事定例会見録について           | 令和2年1月7日の知事定例会見録がホームページにアップされたので読みました。知事の発表のあと、発表項目に関する質疑の冒頭に「管理者から・・・」とありますが、「幹事社から・・・」が正しいのではないのでしょうか。校正はきちんとしてほしいです。   | 戦略企画部 | 広聴広報課      | この度は、知事定例会見の内容に誤りがあり、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今回、このように発言内容の字句に誤りがあったことを反省し、今後このようなことのないようチェック体制を強化するなど改善していきます。   | 県民の声を受けて実施した |
| 5                | 2020/1/6  | 電子メール | 照会   | 定年延長について              | 国家公務員の定年延長について報道がありましたが、県職員の方はどうなのでしょう。   | 総務部   | 人事課        | 県職員の定年については、地方公務員法第28条の2第2項で、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。」と規定されており、国との均衡を図ることが求められています。これを受けて、本県では、職員の定年等に関する条例により、職員の定年は、医師等を除き年齢60歳としているところです。今後、定年の引上げに関する国の動向を注視し、本県においても必要に応じて制度の整備を進めてまいります。  | 施策の参考とする     |
| 6<br>(A)<br>(10) | 2020/2/7  | 電子メール | 苦情   | 県庁エレベーターの利用について       | 先日、県庁の地下よりエレベーターに乗ろうとしたところ、上階より折り返しで乗られていた人に乗り込む前に閉じるボタンを押され、乗り込んでいる最中に扉が締まりかけました。慌てて乗り込もうとすると、職員らしき人が舌打ちしたうえで、聞こえるような声で悪態をつかれました。このような状態が改善されないのであれば、職員のエレベーター使用を禁止してほしいです。        | 総務部   | 人事課        | ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました職員の行動により、不快感を与えたことについてお詫び申し上げます。職員の態度やマナーについて、来庁される方をはじめとした県民の皆様にご不快を与えることがないように、様々な機会をとらえて職員に徹底してまいります。   | すでに実施している    |
| 7                | 2020/2/4  | 面談・来訪 | 提案意見 | 地方債100億円の詳しい情報の公開について | 地方債のパンフレットを見ました。目的等情報が不明です。広報みえで、県民税を支払っている県民に公開してください。   | 総務部   | 財政課        | 三重県市場公募債のパンフレットをご覧いただき、ありがとうございます。今回の市場公募債は、臨時財政対策債（地方財政の収支不足の補てん措置として、本来、地方交付税として交付されるべきものの一部について、地方交付税に振り替えて発行される地方債）として発行するものであり、各種行政サービスに必要な財源としています。ご指摘いただきましたとおり、パンフレットではその目的が不明確でした。今回頂戴しましたご意見をふまえ、次回以降、地方債発行の目的が明確となるよう、心がけてまいります。なお、県政だよりみえへの掲載につきましては、誌面の都合上、発行目的の掲載スペースが確保できないため難しいことを、ご理解いただきますようお願いいたします。  | 次年度以降に反映したい  |

| 整理番号             | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                 | 概要  | 対応部局  | 対応課      | 対応内容  | 反映区分      |
|------------------|-----------|-------|------|--------------------|---|-------|----------|---|-----------|
| 8                | 2020/1/10 | 電子メール | 提案意見 | 自動車税の徴収効率化について     | 車検業者や販売業者と連携して、最新の納税証明書を提示しないと車検を受けられないようにしてはどうでしょうか。同様に、最新の納税証明書を提示しないと自動車の買い替えができないようにしてはどうでしょうか。   | 総務部   | 税務企画課    | この度は、ご意見をいただきありがとうございます。現在、道路運送車両法に基づき、自動車税の徴収の確保を図る目的で、車検を受ける場合は、自動車税に滞納がないことを要件としているところです。平成27年6月から三重県では、車検を実施する運輸支局の端末で滞納がないことを確認できるようになったことから、従来は提示を求めていた納税証明書の提示を不要とする取扱いをしています。なお、納税証明書を提示しないと買い替えが出来ないようなシステムの構築については、法改正が必要となることから、今後、国における動向を注視していきたいと考えています。  | すでに実施している |
| 9<br>(32)        | 2020/1/20 | 電子メール | 照会   | 住民税について            | 三重県はどんな理由で在留外国人の住民税を半額にしたのですか。  | 総務部   | 税務企画課    | 個人県民税につきましては、地方税法に基づき県内各市町で課税しており、県では課税しておらず、ご意見にあるような減免措置も実施しておりません。   | 施策の参考とする  |
| 10<br>(A)<br>(6) | 2020/2/7  | 電子メール | 苦情   | 県庁エレベーターの利用について    | 先日、県庁の地下よりエレベーターに乗ろうとしたところ、上階より折り返しで乗られていた人に乗り込む前に閉じるボタンを押され、乗り込んでいる最中に扉が締まりかけました。慌てて乗り込もうとすると、職員らしき人が舌打ちしたうえで、聞こえるような声で悪態をつかれました。このような状態が改善されないのであれば、職員のエレベーター使用を禁止してほしいです。  | 総務部   | 管財課      | ご意見をいただきありがとうございます。この度は、ご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。職員のエレベーター利用については、来庁された方を最優先とし、マナーに反する不適切な利用がないよう努めているところです。いただきましたご意見を踏まえまして、全職員に対して「エレベーターの適切な利用」について注意喚起を行い、マナーの向上に努めてまいります。   | すでに実施している |
| 11               | 2020/1/9  | 電子メール | 提案意見 | 道路や公園の禁煙区域化について    | 全ての路上や公園を禁煙区域化してください。歩き煙草や路上喫煙、公園での喫煙を禁止して違反者から罰金を徴収してください。街中の路上や店舗前等にある灰皿、路上喫煙所を設置禁止にして全て撤去してください。煙草の吸殻ポイ捨てを禁止し違反者から罰金を徴収してください。路上や店舗前の灰皿や路上喫煙所があると、路上喫煙や歩き煙草を誘発し、かえって受動喫煙の健康被害が拡大するだけで完全に逆効果です。歩き煙草や路上喫煙、吸殻のポイ捨ては注意してもなくなり、法的に禁止にするしか方法はありません。歩き煙草や路上喫煙、吸殻ポイ捨ての撲滅に向けて、対応をお願いします。  | 医療保健部 | 健康づくり課   | ご意見をいただきありがとうございます。本県では受動喫煙の防止について、健康増進法の改正（平成30年7月25日公布）を受け、令和2年4月1日の全面施行にむけて、取組を進めているところです。今回改正された健康増進法では、「望まない受動喫煙」をなくすことを基本的な考え方として、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを目的としています。具体的には、学校や病院、児童福祉施設などお子さんや患者の方が利用する施設について原則敷地内禁煙（令和元年7月1日～）、それ以外の「多数の者が利用する施設」について原則屋内禁煙（令和2年4月1日～）とすることをしています。同時に改正健康増進法では、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない旨の規定とともに、何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない旨も規定されています。本規定や法の趣旨をふまえ、法制度の円滑な運用を行うとともに、望まない受動喫煙の防止に向けた取組を進めていきたいと考えています。 | 施策の参考とする  |
| 12<br>(48)       | 2020/1/6  | 電子メール | 提案意見 | 保護猫の避妊・去勢について      | 譲渡された猫が逃げても数が増えないように、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」から猫を譲渡する際、「あすまいる」で避妊・去勢（有料）するよう条例で義務付けできないでしょうか。猫の殺処分を減らしたとはいっても、相変わらず多いです。猫カフェで、避妊していない猫を逃がしてしまったり、飼い主が高齢になって猫の世話ができなくなるという話を聞きました。また、猫は飼い主が気を付けていても逃げることがあります。万が一逃げても避妊去勢をしていれば被害は一代限りでおさまります。飼い主にきちんと主治医を探してもらうために県としては避妊・去勢をしないのかもしれませんが、ワクチン接種や迷子用のチップをする際にも主治医は必要ですから、避妊・去勢を義務付けても、主治医を探すように指導はできると思います。 | 医療保健部 | 食品安全課    | ご意見をいただきありがとうございます。現在三重県では、動物愛護推進センター「あすまいる」で飼育する猫のうち、概ね6か月齢を超えるものについては、不妊・去勢の手術を実施した上で譲渡を行っております。また、6か月齢未満の猫については、譲渡後に不妊・去勢手術を実施することをお譲りする際の誓約事項としています。なお、手術の実施については、譲渡後に行う調査において確認し、履行いただけていない場合は、不妊・去勢手術を実施し適正に飼育していただくよう、訪問による飼育指導を行っております。新たな飼い主となる方に猫を引渡す際には、注意事項を詳しく説明しておりますが、より一層コミュニケーションを図り、譲渡後に適正な管理がなされるよう、今後進めていきたいと考えておりますので、何卒ご理解のほどお願いいたします。  | すでに実施している |
| 13<br>(21)       | 2020/1/14 | 電子メール | 提案意見 | ロタウイルスワクチンの助成等について | ロタウイルスワクチンが高すぎて打てない人達もいるので、未来ある子供達を守るためにも、ロタウイルスワクチンの助成を検討してほしいです。三重県内で助成している市町もあるので、全市町で助成するようお願いいたします。少子化で出生率が過去最低なのは、産休、育休、出産、児童手当などが十分に充実しておらず、子供を諦める人もいるし、2人目を躊躇する人もいるからだと思えます。住みやすい三重県になるように手当て等を充実させてほしいです。  | 医療保健部 | 薬務感染症対策課 | ロタウイルスワクチンの予防接種について、ご意見をいただきありがとうございます。ロタウイルスワクチンにつきましては、国の制度において、令和2年8月生まれ以降のお子様に対して令和2年10月から無料の定期接種が開始されることとなりました。また、予防接種は各市町が主体となり実施していますので、いただいたご意見については、様々な機会をとらえて市町の予防接種担当部署とも情報共有させていただきます。  | すでに実施している |
| 14               | 2020/1/27 | 電子メール | 要望   | 新型コロナウイルス対策について    | 新型コロナウイルスの感染者や死亡者が激増し、日本国民は不安感を募らせています。このような中、マスク着用が認められずに接客している労働者が多数います。接客業に従事する者に対するマスク着用、ウイルス除菌対策の強化を促す指示を県から出してほしいです。全接客業にマスク着用を義務付けてほしいです。  | 医療保健部 | 薬務感染症対策課 | 今回の新型コロナウイルスの感染予防対策としては、風邪やインフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いが重要であるとされていますので、一般的な衛生対策を心がけてください。また、手などの皮膚の消毒を行う場合には消毒用アルコール（70%）が、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることがわかっています。接客業でのマスク着用の解禁については、誠に申し訳ございませんが、一般的な衛生対策及び状況等を鑑み、お勤め先とご検討いただきますようお願いいたします。  | 施策の参考とする  |

| 整理番号   | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                 | 概要   | 対応部局    | 対応課       | 対応内容   | 反映区分      |
|--------|-----------|-------|------|--------------------|--|---------|-----------|--|-----------|
| 15     | 2020/2/3  | 電子メール | 要望   | 新型コロナウイルス対策について    | マスクもエタノールもどこへ行っても売り切れではありません。県から配給してもらえないでしょうか。  | 医療保健部   | 業務感染症対策課  | ご意見ありがとうございます。三重県ではマスクなどの安定供給に向け、関連団体を通じ、製造販売業者等に過剰な発注を行わないことや過剰な在庫を抱えないことを呼びかけています。なお、マスク等が手に入らない場合は、手洗いやうがい等の基本的な感染症対策を行ってください。また、くしゃみや咳が出る場合はティッシュ等で鼻と口を覆ったり、袖や上着の内側で覆ったりする、周囲の人からなるべく離れる等の対策をお願いします。   | 施策の参考とする  |
| 16     | 2020/2/3  | 電子メール | 要望   | 新型コロナウイルスへの対応について  | 三重県在住者が新型コロナウイルスに感染していると発表がありましたが、年齢と国籍のみを発表しており、他自治体のような詳細な発表がされていません。インターネット上に不確かな情報が拡散されており、県が発表しないために無用な混乱を招いています。当該患者の在住市町、武漢市から三重県へ入るまでの経路といった情報を、個人の特定に至らない範囲で公表すべきです。  | 医療保健部   | 業務感染症対策課  | ご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止や県民の皆さんの不安解消に向け、患者本人の行動歴や接触者の調査を確実に行うとともに、個人情報に配慮したうえで、県民の皆さんが自主的に感染対策に取り組めるよう、必要な情報（「リスク情報」）を随時、早急かつ丁寧に公表していきます。今後も引き続き、適切な情報の公表に努めてまいります。  | 施策の参考とする  |
| 17     | 2020/2/3  | 電子メール | 要望   | 新型コロナウイルスの情報について   | 新型コロナウイルスの情報をきちんと発表するべきです。隠せば隠すほど、逆効果で混乱するだけだと思います。他県に見習い、情報を開示するべきです。   | 医療保健部   | 業務感染症対策課  | ご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止や県民の皆さんの不安解消に向け、患者本人の行動歴や接触者の調査を確実に行うとともに、個人情報に配慮したうえで、県民の皆さんが自主的に感染対策に取り組めるよう、必要な情報（「リスク情報」）を随時、早急かつ丁寧に公表していきます。今後も引き続き、適切な情報の公表に努めてまいります。  | 施策の参考とする  |
| 18     | 2020/2/4  | 電子メール | 要望   | 新型コロナウイルスへの対応について  | 新型コロナウイルスに感染された方の行動歴を公表されたのは良いことだと思いますが、遅かったと思います。県民が疑心暗鬼になり、マスクやアルコール消毒剤等が販売店からなくなる事態となりました。早めに的確な発表をして、県民に冷静な判断をするように伝えることが必要だったのではないのでしょうか。今後は、不安解消のために、早急に公表等の判断をされることを希望します。  | 医療保健部   | 業務感染症対策課  | ご意見ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止や県民の皆さんの不安解消に向け、患者本人の行動歴や接触者の調査を確実に行うとともに、個人情報に配慮したうえで、県民の皆さんが自主的に感染対策に取り組めるよう、必要な情報（「リスク情報」）を随時、早急かつ丁寧に公表していきます。今後も引き続き、適切な情報の公表に努めてまいります。  | 施策の参考とする  |
| 19(A)  | 2020/2/6  | 電子メール | 提案意見 | 保健所職員の対応について       | 保健所に電話し、居住マンションのエレベーター内の広い範囲と一階の踊り場に赤色嘔吐物が放置された状態であることを伝えました。通常は大して気にならないことですが、県内で新型コロナウイルス感染者が出て、知事から県民へのメッセージが出されたことと、別のウイルス等による高齢者への感染の可能性に対する不安があることも伝えました。それに対する職員の返事は対応できませんというものでした。ルールどおりの対応ですが、通常ではない状況での知事から県民へのメッセージを信じるならば、対応している部署を案内するとか、マンションオーナーからの申し出ていただく手順を説明するとか、嘔吐物の処理における注意点などを話すとかできないものかと思えます。県民の不安解消に向けてオール三重で取り組むという知事から県民へのメッセージは関連部署には浸透していないのでしょうか。 | 医療保健部   | 津保健所保健衛生室 | ご意見いただきありがとうございます。この度は、新型コロナウイルス相談において、不快な思いをさせてしまい申し訳ございません。今回のご指摘につきましては、所内で情報共有しながら、県民の皆様安心していただける相談ができるよう取り組んでいるところですが、今後、より一層の研鑽を重ねてまいります。引き続き、新型コロナウイルス対策を推進し、必要な検討や対策に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。  | すでに実施している |
| 20     | 2020/1/31 | 電子メール | 提案意見 | ボランティア活動について       | テレビで、ボランティア活動をした時間や内容によってポイントがたまる仕組みになっていて、そのポイントを使って自分も人に手伝ってほしいことをお願いできる地域があることを知りました。良い活動に思えるので、三重県でもできないかと提案します。ボランティア活動に興味はあっても、なかなか踏み出しにくいですが、ポイントを貯めるということになれば、参加しやすくなり、人に頼まないといけない場合も頼みやすくなると思えます。   | 子ども・福祉部 | 地域福祉課     | このたびは、ボランティア活動について貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。三重県では、三重県社会福祉協議会が実施する三重県ボランティアセンター事業に対する支援を行っており、こちらの事業を通じて各市町、各市町社会福祉協議会におけるボランティア活動の基盤作りに取り組んでおります。今回いただきましたご提案については、ボランティア活動を実施する「支える側」の方々が、ボランティア活動を享受する「受け手側」への移行がよりしやすくなる仕組みであり、今後の取組の参考にさせていただきます。今後とも、三重県でのボランティア活動の活発化に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。  | 施策の参考とする  |
| 21(13) | 2020/1/14 | 電子メール | 提案意見 | ロタウイルスワクチンの助成等について | ロタウイルスワクチンが高すぎて打てない人達もいるので、未来ある子供達を守るためにも、ロタウイルスワクチンの助成を検討してほしいです。三重県内で助成している市町もあるので、全市町で助成するようお願いします。少子化で出生率が過去最低なのは、産休、育休、出産、児童手当などが十分に充実しておらず、子供を諦める人もいるし、2人目を躊躇する人もいるからだと思います。住みやすい三重県になるように手当て等を充実させてほしいです。   | 子ども・福祉部 | 少子化対策課    | ご意見をいただきありがとうございます。県では、少子化対策の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組を進めています。こうした中で、昨年実施した県の調査においては、実際の子どもの数と理想の子どもの数に差がある理由について「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた方が最も多くなっています。一方で、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」や「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」との回答も多くなっています。こうした調査結果もふまえ、今後も引き続き、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう三重の実現に向け、取組を進めていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。 | 施策の参考とする  |

| 整理番号 | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                        | 概要   | 対応部局    | 対応課    | 対応内容   | 反映区分      |
|------|-----------|-------|------|---------------------------|--|---------|--------|--|-----------|
| 22   | 2020/1/27 | 電子メール | 提案意見 | 男性育児100%宣言について            | 民間企業の男性社員が育児休暇をほとんど取得できていない状況で、男性公務員の育児休暇取得率をさらに上げるとはどういうことですか。公務員が育児休暇を取れているのは税金で人件費を賄っているからではないですか。そうであれば、税金を使って民間企業の育児休暇取得率を公務員並みに上げるのが先ではないですか。  | 子ども・福祉部 | 少子化対策課 | このたびは「さわやか提案箱」にご意見をいただきありがとうございます。県では、少子化対策の一つとして男性の育児参画を推進するためのさまざまな取組を行っています。男性がその人にあったやり方で積極的に育児に関わることは、育児の負担が偏ることで行き詰って孤立している母親を孤独にさせないことにつながり、また、自分自身の成長につながったと話す男性もいます。育児休業は、原則として子どもが生まれてから満1歳になるまで取得できますが、産後の母体には出産に伴う大きな負担が残っており、また、ホルモン等の影響から気分の落ち込みが激しかったり、初めての出産の場合、育児のことで戸惑う母親も多いことから、この時期に父親が育児に関わることはとても重要です。そのため県では、育児休業制度に加え、実際に育児休業を取得した男性の声などを掲載した冊子等作成し、さまざまな機会を通じて配布するなど、男性の育児休業に向けた啓発を行っています。また、男性の育児休業には、職場の理解もかせません。県が県内事業所に対して行ったアンケート調査では、育児休業のほか、時間外勤務の免除や子どもの看護休暇など、育児のために利用できる制度は整備されているものの、それを利用しやすい風土であると感じない、と約半数の事業所が回答しています。そのため県では、職場において「従業員等の仕事と家庭の両立を応援する経営者や上司等＝イクボス」を増やす取組を行っており、取組の趣旨に賛同いただいた事業所等とともに「みえのイクボス同盟」を結成して、「男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくり」をテーマにした情報交換会の開催などを行っています。県では引き続き、男性が育児参画をしやすい環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 | 施策の参考とする  |
| 23   | 2020/2/12 | 電子メール | 要望   | 放課後児童クラブについて              | 県内のある小学校区の放課後児童クラブ（学童保育）において、来年度新1年生の利用枠が不足しています。当小学校区の放課後児童クラブでは、高学年も含め既にクラブを利用している児童は継続利用が保証され、空いている枠を新1年生に割り振られることとなっているため、1度入会できれば保護者が時短勤務やパートなどの就労体系であっても継続利用ができますが、新1年生は保護者がフルタイム勤務であるとしても利用できないという状況が生じています。入所できるのは新規に入所を希望する者の半数以下という状況では、利用可能枠があまりにも少なすぎると思います。また、クラブが実施する説明会を受けて、利用できない可能性が高いことから、利用を希望しているにも関わらず申込自体を断念している保護者もいます。放課後児童クラブに落選すれば、退職やパートになることを余儀なくされるため、落選したときのことを考えると非常に不安でたまりません。新2年生以上も含めた利用審査を行う、受け入れ人数を増やす、新たな放課後児童クラブをつくる等運営を見直し、4月から子ども達が安心して放課後を過ごすことができるよう、早急に対応をお願いします。 | 子ども・福祉部 | 少子化対策課 | このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。放課後児童クラブを含む子育て支援事業の利用については、児童福祉法において、「市町村は、（中略）必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあっせん又は調整を行う」とされており、ご意見をいただいたような状況を受け、当該自治体では、学区内のクラブでの受け入れ人数の拡大や、近隣他地区の放課後児童クラブでの受け入れが可能となるよう、調整を図っているところであると伺っております。また、将来的に、上記のような調整を行ってもなお利用可能枠が不足し、新たに放課後児童クラブの設置が必要となるような場合には、当該自治体に対し、必要な支援等を行っていきたく考えております。今後とも、市町と連携しながら、放課後児童クラブの待機児童解消に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。   | 施策の参考とする  |
| 24   | 2020/1/27 | 電子メール | 要望   | 不妊治療の助成金について              | 共働きで不妊治療に通っていますが、仕事と不妊治療を両立していくストレスはかなりあります。今回、体外受精、顕微鏡受精へのステップアップに伴い、助成金制度を活用する予定でしたが、所得が制限をほんの少し上回っているため、助成が一切受けられないことがわかりました。私たち夫婦で助成を受けられないということは、共働きをしている夫婦の多くが、助成金を受けられないということになります。もちろん、財政には限度があるので、このような設定になっていることも充分理解はできます。しかし、東京都では所得制限を引き上げたり、所得制限に関わらず5万円の助成を行っていたりしています。少子化が問題となっていますが、産みたい気持ち、親になりたい気持ちは不妊治療をしている人はみんな同じです。東京都にはできて三重県ではできない。このような格差や、不妊治療・少子化対策に対する意識の違いに疑問を感じます。不妊、そして不妊治療についての理解、新たな政策について真剣に検討していただきたいです。   | 子ども・福祉部 | 子育て支援課 | この度は、特定不妊治療費助成について貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県での特定不妊治療費助成の所得制限は、厚生労働省が定める額を基準としております。しかしながら、不妊治療には多くの費用が必要であることから、国に対して、医療保険の適用や所得制限の撤廃など経済的支援の拡充を要望しているところです。今回いただいたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き、当事者の負担軽減や、より多くの当事者への支援ができるよう検討してまいります。なお、三重県では、令和元年度より不妊治療と仕事との両立に向けて、企業向け講演会やセミナー、相談会の開催など企業の不妊治療への理解を深めるための取組を進めるとともに、当事者交流会の開催や不妊症サポーターの養成など、当事者が相談しやすい体制整備を行っています。今後も、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進してまいります。  | 施策の参考とする  |
| 25   | 2020/2/12 | 面談・来訪 | 苦情   | 障がい者の相談支援事業所に対する市町の指導について | 利用者（障がい者）と相談支援事業所の間で契約されていた相談支援に係る契約が解除されたにも関わらず、市町が当該事業所に対し次の事業所を探すよう依頼するのはおかしいのではないのでしょうか。   | 子ども・福祉部 | 障がい福祉課 | 相談支援事業所に対し、契約解除した場合であっても次の事業所を探すよう依頼した根拠について、当該市町に確認したところ、計画相談支援に係る厚生労働省の基準省令第8条（サービス提供困難時の対応）の「指定特定相談支援事業者は、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない」との規定に基づき依頼しているとのことであり、県としても特に問題はないと考えています。  | すでに実施している |
| 26   | 2020/2/3  | 電子メール | 提案意見 | 私立高校無償化について               | 4月から就学支援金が私立高校にも適用されることとなり、国としては年収590万円の世帯まで全額無償としていますが、愛知県は無償となる上限額を年収720万円までと拡大を決定したそうです。上限額が590万円では、支援金が受けられない人が多いと思います。他県が対応しているのに三重県は対応してないのですか。せめて愛知県のように720万円まで拡大を検討してください。県によって県民の負担が増えるのはおかしいと思います。   | 環境生活部   | 私学課    | ご意見ありがとうございます。高等学校等就学支援金は、国の制度であり、全国一律に平成22年度から私立高等学校も対象となっていました。令和2年4月から制度が拡充され、年収590万円未満程世帯に対し、私立高等学校の平均授業料まで支給上限額が引き上げられます。ご意見のとおり、各都道府県は管内の私立高等学校の平均授業料と国の支給上限額との差額などから勘案し、それぞれに高等学校等就学支援金の上乗せ額を決定し、授業料の減免等を実施しているところです。本県におきましては、県内私立高等学校の令和元年度の平均授業料は、約3万3千円であり、全国平均約4万4千円より9万円程度低いことから、国が制度を拡充したことにより、支援が必要な低所得世帯への対応が行われたものと考えています。なお、私立学校の経費等に対する補助が、特色ある学校づくりや健全な学校経営を支援するだけでなく、保護者等の経済的負担の軽減にもつながると考え、令和2年度は、経費等に対する補助を増額して予算を計上しているところです。ご理解いただきますようお願いいたします。  | 施策の参考とする  |

| 整理番号              | 受付年月日      | 受付方法  | 種別   | 件名                              | 概要   | 対応部局  | 対応課           | 対応内容  | 反映区分         |
|-------------------|------------|-------|------|---------------------------------|--|-------|---------------|---|--------------|
| 27                | 2020/1/28  | 提案箱   | 提案意見 | 三重県総合文化センターの案内とチケットカウンターの統合について | 本日、三重県総合文化センターを訪れ、地下1階にある案内係でイベントのチケット購入方法を聞いたところ、1階のチケットカウンターへ行くように言われました。チケットカウンターには2人の職員がいましたが、案内係がチケットも販売できるようにすればチケットカウンターの2人の職員は必要なくなると思いますのでご検討ください。                                    | 環境生活部 | 文化振興課         | ご意見いただきまして、ありがとうございます。三重県総合文化センターは、文化会館、生涯学習センター、図書館、男女共同参画センターなどがあり、複雑な建物となっています。そのため、来館された方への総合的な案内窓口として、正面エントランスにインフォメーションを設置し、来館された方からの各種お問い合わせに対応しております。一方、チケットカウンターは、文化公演等のチケットを取り扱う他、文化会館の催し物等の情報発信をしており、文化会館内にある、インターネット回線を配した文化情報コーナーに設置しています。また、文化情報コーナーには、売店やカフェも併設し、多くの方に立ち寄っていただけるような場所となっています。チケットカウンターをインフォメーションに統合することについては、インフォメーションにはチケットカウンターの運営に必要なインターネット回線や十分なスペースが確保できないことから、物理的に困難な状況です。ご要望にありましたように、インフォメーションとチケットカウンターが統合できれば効率的になると考えられますので、今後、施設の改修等の際には、いただいたご意見を参考といたします。今後とも三重県総合文化センターをご利用いただきますようよろしくお願いいたします。 | 施策の参考とする     |
| 28<br>(A)<br>(42) | 2020/2/14  | 電子メール | 苦情   | 職員の言葉遣いや態度について                  | 県庁の廃棄物監視・指導課や桑名建設事務所の職員は、指導監督する立場にあるためなのか、言葉遣いや態度が高圧的で気分が悪いです。違反をして行政処分を受ける時なら仕方ないと思いますが、普段はもう少し丁寧な言葉や態度で接してほしいです。監視だけでなく、法の理解を深め適正に廃棄物処分ができるように指導するという姿勢での対応をお願いします。                          | 環境生活部 | 課<br>廃棄物監視・指導 | ご意見をいただき、ありがとうございます。このたびは当課の職員の態度につき、不快な思いをさせたことを深くお詫言申し上げます。いただいたご意見は課内で共有し、対応の向上に努めてまいります。  | すでに実施している    |
| 29                | 2020/1/17  | 提案箱   | 提案意見 | 県立図書館の必要性について                   | 私は、三重県立図書館は必要がないと考えます。三重県の各市町には、大小規模こそ異なりますが、図書館があります。県立図書館は津市内に住む人にとっては便利ですが、ほかの市町に住んでいる人にとっては不便です。このことから、県立図書館の経営費・図書代・人件費をなくし、その分、市町の図書館への予算を増やせば、もっと図書を購入できるし、サービスを向上させることができるのではないのでしょうか。 | 環境生活部 | 図書館           | ご意見ありがとうございます。当館は県立図書館として、本の貸出などの図書館サービスを提供するだけでなく、市町立図書館で所蔵していない専門書などを所蔵し、市町立図書館を介してご利用いただけるようにすることにより、地域にかかわらず全ての県民の皆さんが図書館サービスを等しく利用できるよう整備する役割があります。このように、県立図書館として、市町立図書館とは異なる立場から図書館サービスを提供しておりますので、ご理解いただけましたら幸いです。また、県立図書館は津市にありますが、どの市町にお住まいの方でも利用登録が可能で、当館から遠方にお住まいの方へのサービスとして、e-Booking [イーブッキング] (※1) や遠隔地返却 (※2) といったサービスを行っており、利用者のお住まいの地域にかかわらず、県民の皆さんに等しく、より良いサービスを提供できるよう努めています。今後とも県立図書館のご利用をお待ちしております。 ※1 e-Bookingとは、県立図書館の図書をインターネットから申し込み、お近くの市町立図書館等で受け取ることができるサービス。 ※2 遠隔地返却とは、県立図書館で直接借りた本を、お近くの市町立図書館等で返却できるサービス。      | 施策の参考とする     |
| 30                | 2020/2/12  | 電子メール | 要望   | バス路線について                        | 両親が運転免許証を返納しましたが、食料品を買いに行くにも、スーパーマーケット着のバス停が少ないため、行く範囲が限られていて困っています。バス路線の見直し、免許返納促進に効果があると思います。  | 地域連携部 | 交通政策課         | ご意見ありがとうございます。バスなどの公共交通機関は、県民の皆さんにとって必要不可欠な移動手段です。こうした中、人口減少等によりバスの利用者が減少しており、路線の減便や縮小が進んでいます。このため、県では交通事業者に対する支援や利用促進活動を行い、地域における公共交通の確保に向けて取り組んでいるところです。また、市町では、地域の代表の方々や交通事業者、学識経験者、国および県などで組織する「地域公共交通会議」において、地域のニーズに応じた移動手段の確保について検討を行い、運行経路やダイヤの見直しなど様々な対策を講じているところです。加えて、車を持たない高齢者の皆さんなどの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などを、市町、事業者と進めていきたいと考えています。今後もこうした取組を進め、地域における円滑な移動手段の確保に努めてまいります。  | すでに実施している    |
| 31                | 2020/2/21  | FAX   | 要望   | セントレア案内(交通)チラシについて              | 中部国際空港セントレアの案内チラシについて、高速船以外のセントレアへのバスの案内に、桑名駅前及び長島温泉の記載がありません。   | 地域連携部 | 交通政策課         | ご意見をいただいた案内チラシは、中部国際空港セントレアおよびセントレアと三重県を結ぶ高速船について、それぞれの周知を図り利用を啓発する趣旨で作成しました。ご意見をいただきましたバスにつきましてもセントレアと三重県を結んでおりますが、チラシの構成上、すべてのバス出発地は網羅できておりません。次回のチラシ作成時期が未定であるものの、次回のチラシ作成時においてバス出発地の記載充実を含め、チラシ構成の変更にも努めます。   | 次年度以降に反映したい  |
| 32<br>(9)         | 2020/1/20  | 電子メール | 照会   | 住民税について                         | 三重県はどんな理由で在留外国人の住民税を半額にしたのですか。   | 地域連携部 | 市町行財政課        | 県内の市町においては、現在、ご意見のような減免措置は実施されていないことを確認しております。県としては、今後とも市町村税政の公平・公正かつ適切な運用を図るよう、県内市町に対して助言等を行ってまいります。   | すでに実施している    |
| 33<br>(B)         | 2019/12/27 | 電子メール | 提案意見 | 聖火ランナー公募枠の県ホームページへの掲載について       | 12月27日付の各新聞には、聖火ランナー公募枠について大々的に掲載されていましたが、なぜ県ホームページのトップにある新着情報や報道発表には、その話題が掲載されていないのですか。聖火リレーのパナー画面をクリックすれば名簿を見ることができますが、トップページにその項目がないのは寂しいし、県には盛り上げようという気持ちがないように思います。                       | 地域連携部 | スポーツ推進課       | このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。東京2020オリンピック聖火リレーに関する情報については、県ホームページに三重県実行委員会ページを作成し、情報を発信しているところです。今回いただいたご意見を参考とし、県Webトップページの「新着情報」にも公表内容を掲載することで、より容易に閲覧できるよう改善しました。また、12月の詳細ルートの公表に合わせて県Webトップページに掲載をスタートした最上部に画像を表示する「スライダー」に加え、新たに「注目情報」にも三重県実行委員会ページへのリンクを貼ることで、より容易に閲覧できるようにしました。今後も引き続き、使いやすく情報にたどり着きやすいサイトの整備に取り組んでいくとともに、聖火リレー当日に向けて、「オール三重」で盛り上げていけるよう、多様な媒体を通じて、情報発信をしてまいりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。  | 県民の声を受けて実施した |

| 整理番号  | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                  | 概要   | 対応部局  | 対応課        | 対応内容  | 反映区分         |
|-------|-----------|-------|------|---------------------|--|-------|------------|---|--------------|
| 34    | 2020/1/17 | 電子メール | 提案意見 | オリンピック聖火ランナーの発表について | 1月17日付けの新聞各紙に推薦枠の記事が出ていましたが、県ホームページのトップを見てもどこにも推薦枠ランナーの掲載がありませんでした。実行委員会のページにいかないと見ることができません。明るい話題なのでトップページに掲載してほしいです。また、県発表の性別欄はいらぬのではないのでしょうか。新聞各紙は性別を省略しています。   | 地域連携部 | スポーツ推進課    | このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。東京2020オリンピック聖火リレーに関する情報については、県ホームページに三重県実行委員会ページを作成するとともに、県Webトップページの最上部に画像を表示する「スライダー」や「注目情報」等を活用し、情報を発信しているところです。今回いただいたご意見を参考に、県Webトップページの「新着情報」にも公表内容を掲載することで、より容易に閲覧できるよう改善しました。聖火ランナーについては、県内全域から大変多くの応募をいただいたため、県としては、できる限り公平・公正な選定を行う必要がありました。また、ランナー選定にあたっては、「性別」のバランスをとることが全国共通で選定基準の一つとなっているため、「性別」の確認を行い、選定作業を行いました。一方で、「性別」については、本人に了解を得たものの、ご指摘のとおり、ランナー選定の公平性が確保されていれば必ずしも公表する必要性がないため、今後の情報発信のあり方について、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、留意してまいります。今後も引き続き、使いやすく情報にたどり着きやすいサイトの整備に取り組んでいくとともに、適切な情報発信に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。                        | すでに実施している    |
| 35    | 2020/2/14 | 電子メール | 照会   | 聖火リレーについて           | 4月8日の聖火リレーで津市から鳥羽市へ引き継ぐ時間がすごく短いですが、どのようにリレーするのか教えてください。  | 地域連携部 | スポーツ推進課    | このたびはご意見、ご質問いただき、ありがとうございます。東京2020オリンピック聖火リレーについては、ギリシャの採火時から「親の火」と「子どもの火」を用意しておき、通常は「親の火」のみでリレーを実施しますが、離島などの遠隔地に聖火が訪問する際は、あらかじめランタンで運搬しておいた「子どもの火」を活用します。「親の火」と「子どもの火」が同時に人目に触れることはなく、「子どもの火」を効果的に運用することで、ご意見をいただいたような距離のある場所へのリレーが可能となり、より多くの方々に聖火を見ていただくことができます。ただし、このような実施方法はあくまでも特例であり、限定的に運用しなければならないこととなっているため、「子どもの火」を1日に何回も活用して県内全域をリレーすることはできません。今後も引き続き、地域一体となって「オール三重」で聖火リレーを盛り上げていけるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。   | すでに実施している    |
| 36    | 2020/2/14 | 電子メール | 提案意見 | 聖火リレーの日程について        | 聖火リレーの市町の出発時刻が公表されましたが、聖火リレーなら一つの火をつないでいくはずですが、市町間の時間が間に合わない行程があるのではないのでしょうか。例えば津市内のゴール地点の到着時刻と鳥羽市内のスタート地点の出発時刻の間は9分しかなく、とても行けません。リレーしないのであれば、2日間で県内すべての市町で実施できたのではないのでしょうか。   | 地域連携部 | スポーツ推進課    | このたびはご意見、ご質問いただき、ありがとうございます。東京2020オリンピック聖火リレーについては、ギリシャの採火時から「親の火」と「子どもの火」を用意しておき、通常は「親の火」のみでリレーを実施しますが、離島などの遠隔地に聖火が訪問する際は、あらかじめランタンで運搬しておいた「子どもの火」を活用します。「親の火」と「子どもの火」が同時に人目に触れることはなく、「子どもの火」を効果的に運用することで、ご意見をいただいたような距離のある場所へのリレーが可能となり、より多くの方々に聖火を見ていただくことができます。ただし、このような実施方法はあくまでも特例であり、限定的に運用しなければならないこととなっているため、「子どもの火」を1日に何回も活用して県内全域をリレーすることはできません。今後も引き続き、地域一体となって「オール三重」で聖火リレーを盛り上げていけるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。   | すでに実施している    |
| 37    | 2020/1/15 | 提案箱   | 提案意見 | 熊野庁舎でのタバコの臭いについて    | 敷地内分煙になっていますが、廊下や訪ねた先の室内でタバコの臭いがしました。分煙なら、空気をもう少し循環させるか、臭いを感じさせない工夫が必要だと思います。  | 地域連携部 | 紀南地域活性化防災室 | ご意見をいただきありがとうございます。当庁舎では、望まない受動喫煙を防止するため令和元年7月から敷地内全面禁煙を実施しています。室内において気がなるような場合がある場合は、ドアや窓を開けて換気を行うなどの対応をさせていただきますので、お近くの職員にお申し出ください。今後も県民の皆様は少しでも快適に庁舎をご利用いただけるよう取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。  | 施策の参考とする     |
| 38    | 2020/1/27 | 電子メール | 提案意見 | 県施設での禁煙について         | 公共施設における禁煙は常識となり、愛煙家においては肩身の狭い思いをされていることでしょうか。私はタバコを吸いませんが、ここまで喫煙場所がないというのはいかかなものかと思えます。県施設では敷地内でも禁煙とのことで、昼休みや夕方残業前の休憩でしょうか、県庁舎周辺で職員が雑談しながら喫煙する姿を見かけます。集団で路上で喫煙する姿は非常に醜いものであり、近隣住民は不快な思いをしています。同時に喫煙者が気の毒でなりません。職員については喫煙マナーもよく、ポイ捨てすることはないと思いますが、一般の方については、来庁した際に敷地内では喫煙できないので外で吸ってポイ捨てすることも見られるので喫煙所を設置すべきです。一般の住民は敷地内禁煙について冷やかに見ています。 | 地域連携部 | 紀南地域活性化防災室 | ご意見いただきありがとうございます。この度は、県庁舎周辺での職員の喫煙により不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございません。平成30年7月に健康増進法が改正（令和元年7月1日施行）され、学校や病院などの施設や行政機関の庁舎等（第一種施設）については、原則敷地内禁煙となるとともに、当該施設の管理者等には望まない受動喫煙を防止するための措置を講じることが求められています。一方で健康増進法には、厚生労働省の定める要件を満たした「特定屋外喫煙場所」であれば第一種施設にも設置することができる旨も定められていることから、熊野庁舎におきましても「特定屋外喫煙場所」の設置についての検討を行いました。その結果、屋外に受動喫煙を防止するための必要な措置が図れるスペースがないと判断し、令和元年7月から敷地内禁煙を実施しています。なお、敷地内禁煙については、一般の喫煙される来庁者にもご協力をお願いしているところです。今回のご指摘につきましては、庁舎内での会議の場等を通じて注意喚起を行い、職員のモラルや喫煙マナーの向上に努めます。また、近隣の官公署につきましても、おむね敷地内禁煙を実施している状況であり、引き続き、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に進めていくため、必要な検討や対策に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。 | 施策の参考とする     |
| 39(A) | 2020/1/17 | 電子メール | 苦情   | 職員の身だしなみについて        | 対応いただいた農林水産関係の職員は茶髪で、整髪料もつけているようでした。プライベートならともかく、勤務中でもそのような感じは、三重県職員としていかかなものかと思えます。誰でも社会人であれば公私をきちんと線引きし、分けて業務にあたらなければいけないのではないのでしょうか。  | 農林水産部 | 農林水産総務課    | ご意見ありがとうございます。職員の身だしなみについては、県職員として県民の皆様は不快感を与えることのないよう、また信頼を損なうことのない節度あるものを心がけるように、これまでも周知してきたところですが、今回のご指摘をふまえ、改めて農林水産部内の職員に対し注意喚起を行います。   | 県民の声を受けて実施した |

| 整理番号              | 受付年月日     | 受付方法  | 種別    | 件名                       | 概要  | 対応部局  | 対応課           | 対応内容  | 反映区分         |
|-------------------|-----------|-------|-------|--------------------------|---|-------|---------------|---|--------------|
| 40                | 2020/2/5  | 電話    | 激励・賛同 | スタートアップ支援について            | 三重県が「スタートアップ」企業の支援に取り組む課を新設するということをニュースで知りました。とてもよい取組だと思います。地域を活性化しようという気持ちが伝わりました。他県とのつながりをもっと増やして、他県にもいい影響があればいいと思います。  | 雇用経済部 | 中小企業・サード      | ご意見ありがとうございます。三重県では、地域の資源を生かして起業や新分野展開をめざす方と、首都圏等で活躍する三重県ゆかりの先輩起業家をつなぎ、事業の創出、成長、後進の育成が循環する「とこわかMIEスタートアップ・エコシステム」の構築に取り組んでいくところです。三重県の取組が、全国から注目を集められるよう今後も情報発信に努めてまいります。   | 施策の参考とする     |
| 41                | 2020/2/17 | 電子メール | 提案意見  | 海外向け観光プロモーション動画について      | 県がSNSで発信している「つづきは三重で」で、「YouTubeにおいて680万再生！話題の動画を制作した監督に聞く！」の記事を見ました。この中では日本人監督へのインタビュー記事が出ていましたが、県が1月23日に海外向け観光プロモーション動画の公開発表した内容を見ると、制作したのはフランス人クリエイターとなっていました。なぜ別人なのですか。また、一部報道で680万回は広告に流れている回数もカウントとのことなので、視聴者が自発的に見た回数を発表してください。   | 雇用経済部 | 海外誘客課         | 今回、三重県では、(1)海女や忍者等にスポットを当てたフランス人クリエイターによる動画と、(2)三重の自然、食、文化をテーマにした動画など複数の動画を制作しました。このうち、(2)の動画を制作したのが「つづきは三重で」のインタビューに応じていただいた監督です。再生回数については、多くの方にご覧いただくため、SNSでの情報発信やオンラインでの広告などを実施していますが、視聴者がスキップせずに一定の時間以上見続けた場合の数字がカウントされています。  | すでに実施している    |
| 42<br>(A)<br>(28) | 2020/2/14 | 電子メール | 苦情    | 職員の言葉遣いや態度について           | 県庁の廃棄物監視・指導課や桑名建設事務所の職員は、指導監督する立場にあるためなのか、言葉遣いや態度が高圧的で気分が悪いです。違反をして行政処分を受ける時なら仕方がないと思いますが、普段はもう少し丁寧な言葉や態度で接してほしいです。監視だけでなく、法の理解を深め適正に廃棄物処分ができるように指導するという姿勢での対応をお願いします。  | 県土整備部 | 県土整備総務課       | 建設事務所職員の言動により、大変不快な思いをさせていただきましたことを深くお詫びいたします。ご指摘いただきました内容につきまして、桑名建設事務所を含め、各所属に対して改めて注意喚起を行い、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう適切な対応に努めてまいります。  | 県民の声を受けて実施した |
| 43                | 2020/2/17 | 電話    | 提案意見  | 東海環状自動車道について             | 東海環状自動車道の開通によって、三重県と愛知県・岐阜県とのつながりが活発になっていくという方向性があれば示してほしいです。県政では東海環状自動車道をどのように活用していくかということについて、もっと発信をしてください。   | 県土整備部 | 道路企画課         | 貴重なご意見ありがとうございます。東海環状自動車道（以下、東海環状）は、三重県と岐阜県、愛知県を環状道路で結んで新東名・新名神などの高速道路と広域的なネットワークを形成し、観光交流の拡大や沿線企業の生産性向上をはじめ、地域活性化に大きく寄与する重要な道路です。東海環状の開通により、三重県と岐阜県が初めて高速道路でつながることで、岐阜県や北陸方面との新たな観光交流や、岐阜県西濃地域から四日市港へのアクセス時間の短縮など、さらなる観光・産業振興が期待できます。さらに、南海トラフ地震などの大災害時における安全かつ円滑な物流を確保するなどの効果も期待されます。東海環状については、現在、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市や沿線市町等が参画する「東海環状地域整備推進協議会」において、東海環状の必要性などを議論するシンポジウムの開催など様々な情報発信に取り組んでいるところです。今後も引き続き、東海環状の開通効果や必要性などを地域の方々へお伝えできるよう情報発信の取組を進めてまいります。   | すでに実施している    |
| 44                | 2020/1/20 | 電子メール | 提案意見  | 巨大な津波と高潮の対策について          | 科学本によると津波と高潮は発生原理こそ違うものの現象はほとんど同じで、違うのは高潮はなかなか水が引かないことくらいだそうです。その対策の一つは、砂や土砂を盛って海底の地形を変え、波の高さを抑えることです。もう一つは、オランダのカトウェイク市の海岸で行っているように、国や市、地域公共機関等が協力し、高潮や洪水を防ぐための堤防を砂丘の中に建設することです。カトウェイク市のケースは、「既存の堤防は低過ぎ、一部の地域は堤防の外の海側に位置している。また、堤防を高くするには周囲の建物を取り壊すことになる。それから浜辺に駐車場がなく、観光客は大通りに駐車し海の景色を遮っている。」という状況でした。これらの問題を解決するため、既存の砂丘を活かし、新たな堤防を砂丘内部に建設し駐車場も整備したそうです。砂丘は暴風雨や高潮の最初の衝撃を吸収するのであまり高くする必要がないため、景観を損なうことなく安全で住みやすくアクセスしやすい街の実現が可能ということです。私は前々から津波避難タワーは南海トラフ巨大地震に想定されている津波の高さに比べ低すぎるし、地震がおきると平地の大半は盛土地・埋立地などの液状化が避けられず、火事が起き、がれきで道が塞がれ逃げ切れない人もいると考えています。是非本格的な対策をご検討願います。 | 県土整備部 | 港湾・海岸課        | このたびは、海岸整備に関する事例も交えた貴重な意見をいただきありがとうございます。本県の海岸線は南北に長く、想定される高潮・津波の高さや、堤防、砂浜、背後地等の状況が地域で異なるため、地域の特性に応じて、高潮・侵食対策、地震対策、津波対策などの海岸整備を実施しています。具体的には、県北中部では、想定される津波より高潮の方が高いことから、高潮対策に重点を置いた堤防整備を実施しており、必要に応じて耐震対策をあわせて実施しています。一方、県南部では、現況堤防よりも遥かに高い津波が地震発生後短時間で来襲することが想定されているため、津波が堤防を乗り越えても壊れにくくする「海岸堤防強化対策」に重点的に取り組んでいます。今後発生が危惧される超大型台風による高潮や巨大地震による津波などから、県民の生命・財産を守るためには、ハード整備のみならず、現在作成を進めている高潮浸水想定区域図を反映したハザードマップの整備など、ソフト対策を合わせて実施することが重要と考えています。今後も、引き続き県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト対策両面で取組を進めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | すでに実施している    |
| 45                | 2020/1/22 | 電子メール | 要望    | 国道477号バイパスへのガードレール設置について | 国道477号バイパス吉沢ICから菟野IC間が開通し、約1年3か月経過していますが、ガードレールが設置されていない区間が散見されます。ドライバーが安全運転を常日頃から心がけていても、天候（風雨、積雪）によるスリップや対向車のスリップなどにより事故に巻き込まれる可能性があります。現状では、最悪の場合事故等により道路下へ落下してしまいます。通行する全ドライバーの「安心・安全」のためにも、早急にガードレールの設置をお願いします。  | 県土整備部 | 業四推進室建設事務所    | 国道477号バイパスの整備に関するご意見をいただき、ありがとうございます。吉沢ICから菟野ICのうち一部区間においては、令和元年9月頃にガードレールを追加設置したところですが、残りの区間においては道路本線の横に平場（7～10m程度）が確保されていることから、路外逸脱の可能性が低いと考え、これまでガードレールを設置していませんでした。しかし、改めて開通後の利用状況等から判断して、今後一層の安全性の向上を図るため、当該区間においても土盛り（高さ1m程度）が施工されていない箇所については、順次ガードレールを設置していくこととしたところです。今後も、引き続き地域の安全、利便性向上のため、道路整備を進めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。  | すでに実施している    |
| 46                | 2020/1/20 | 電子メール | 要望    | 排水機場について                 | 県と市が排水機場の設置に際して覚書を締結し、河川の流域変更を行って市が施設の管理・運用を行っていますが、市は覚書に書いてある排水量を超過して河川に排水し、対象の区域外からも流入させています。排水機場の施設・設備に前提条件を超える過大な負荷がかかることにより耐用年数が短くなり、修繕や更新に多大な費用が発生することが予想され、余分な税金を投入することになります。このような状況は納得できませんので、県は市に対してこれらの対策を講じるよう指導してください。また、覚書の内容と異なることになった経緯と原因について住民目線で説明責任を果たすよう市に助言されることを期待します。さらに、流域変更は下流部住民、商工業等の全ての活動に影響を与えますので、流域変更に関する県の考え方を聞かせてください。   | 県土整備部 | 理松室阪建設事務所総務・管 | このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。県では、河川の巡視や県民のみならずからの情報を得て、良好な河川管理に努めているところです。ご指摘をいただきました。排水機場からの河川への排水量、区域外からの流入については、引き続き河川管理者として市と協議を進め、必要に応じ市を指導いたします。一方、市の区域内における排水対策等の業務全般は市の自治事務につき、地域への説明責任は第一義的に市固有の業務、責務であることを踏まえ、今回いただいたご意見は、市民の声として市に伝えます。また、流域変更に関する県の考え方ですが、流域変更を行うことは流量が増加した河川に過度の負荷がかかるため、原則として河川の流域変更は認められません。しかし、都市の形成や水害の発生状況、河川改修の進捗など地域の実情に応じて個別具体的に検討のうえ、やむを得ず限定的若しくは暫定的に流域変更を認める場合もあります。今後とも河川管理者として適切な管理等に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。  | すでに実施している    |

| 整理番号       | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                  | 概要   | 対応部局     | 対応課          | 対応内容   | 反映区分      |
|------------|-----------|-------|------|---------------------|--|----------|--------------|--|-----------|
| 47         | 2020/2/6  | 封書・葉書 | 提案意見 | 国道260号について          | 国道260号がメディカルセンターで止まっています。早期着工をお願いします。途中で止まっているのでとても危険です。   | 県土整備部    | 推伊勢進室建設事務所事業 | 国道260号の整備に関するご意見をいただき、ありがとうございます。メディカルセンター付近の整備について、国道260号南島バイパスとして整備を進めていますが、道路として必要となる一部の用地について取得が難航しており、早期着工が難しい状況です。また、ご指摘の箇所は急カーブとなっているため道路標識等で注意喚起を行っているところです。今後も交通状況を見ながら追加の安全対策等が必要であれば対応を検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。   | 施策の参考とする  |
| 48<br>(12) | 2020/1/6  | 電子メール | 提案意見 | 保護猫の避妊・去勢について       | 譲渡された猫が逃げても数が増えないように、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」から猫を譲渡する際、「あすまいる」で避妊・去勢（有料）するよう条例で義務付けできないでしょうか。猫の殺処分を減らしたとはいえ、相変わらず多いです。猫カフェで、避妊していない猫を逃がしてしまったり、飼い主が高齢になって猫の世話ができなくなるといった話を聞きました。また、猫は飼い主が気を付けていても逃げることがあります。万が一逃げても避妊去勢をしていれば被害は一代限りでおさまります。飼い主にきちんと主治医を探してもらうために県としては避妊・去勢をしないのかもしれませんが、ワクチン接種や迷子用のチップをする際にも主治医は必要ですから、避妊・去勢を義務付けても、主治医を探すように指導はできると思います。 | 議会事務局    | 議会事務局        | このたびは県議会にご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、全議員に周知いたします。   | すでに実施している |
| 49<br>(A)  | 2020/2/4  | 電子メール | 照会   | 駐車場について             | 県庁前の駐車場には職員の駐車は禁止されているはずですが、県議会の駐車場には一日中駐車している車がありました。県議会の職員は駐車が認められているのですか。   | 議会事務局    | 議会事務局        | このたびは県議会にご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。議事堂前の来客用駐車場については、かねてより職員に対し駐車しないように注意していたところですが、今回のご指摘については、職員が荷物の運搬のために駐車していたものとわかりました。このため、当該職員には所属長から厳重に注意するとともに、他の職員に対しても再度注意喚起を行いました。今後このようなことがないように議会事務局として職員に対する指導を徹底してまいります。   | すでに実施している |
| 50<br>(A)  | 2020/1/31 | 電子メール | 苦情   | 職員の対応について           | 教育委員会事務局へ書類を提出するために何度か行っていますが、誰に声をかけていいかわからず迷っていても職員の方から声をかけられることはありません。職員に「すみません」と声をかけても、面倒くさそうに対応されることはありますが、あいさつ等をされたことはありません。いつも嫌な気持ちになって帰ってきます。外部の人に対して最低限の気遣いがあるべきではないでしょうか。   | 教育委員会事務局 | 教育総務課        | ご意見をいただきありがとうございます。この度はご不快な思いをおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。いただきましたご意見は、事務局内で共有するとともに、改めて丁寧かつ適切な待遇対応に努めてまいります。   | すでに実施している |
| 51         | 2020/2/19 | 電子メール | 提案意見 | 事件への対応について          | 令和2年2月に発生した四日市市内での殺人事件についてお聞きします。ある県立高校では事件発生翌日に、「安全に気をつけて登校せよ」との連絡がありました。しかし生徒たちの命が危険に晒されている中で、登校させて大丈夫なのでしょうか。命が奪われる可能性が普段よりも極めて高い状況ですから、休校という対応は考えられないのでしょうか。   | 教育委員会事務局 | 教育総務課        | 県立学校の危機管理体制についてご質問をいただきまして、ありがとうございます。2月17日に四日市市内で発生した殺人事件については、犯人は刃物を所持して逃走している可能性があるものの、特定の人物に対する恨みによる犯行であったため、生徒に危害が加えられるような事件に発展する可能性は低いと思われたことから、県立学校での休校措置はとりませんでした。なお、無差別殺傷事件など、生徒に被害が及ぶ可能性のある事件等が発生した場合には休校措置を取ることも検討しているところであり、事件等の状況に応じて、警察と連携しながら適切に対応するよう考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。  | 施策の参考とする  |
| 52         | 2020/2/17 | 電子メール | 提案意見 | 県立高校における施設の維持管理について | 昨年の秋頃、ある県立高校に10年ぶりくらいに行ったところ、昔からあるテニスコートが荒れていてびっくりしました。ベースラインやサーブライン付近がへこんで、白線も波打った状態、あるいはところどころちぎれているような状態でした。こういう状態のコートでは高校生や一般利用者の怪我につながり、コートが原因で怪我をした場合は県が管理責任を追及されると思います。また、このコートを使って県大会の予選が開かれると聞いています。硬式テニスは地域によって実力に差があると思います。このようなコートの状況ではその差が縮まりませんし、やってきた他校の選手にも失礼だと思います。テニスコートの定期的なメンテナンス、または、オムニコート（砂入りの人工芝コート）に改修するなどの根本的な改修を望みます。       | 教育委員会事務局 | 学校経理・施設課     | 平素は三重県教育行政にご協力を賜りありがとうございます。県立学校の施設（校舎やグラウンド等）の維持修繕については、予め各学校に配分した予算内で各学校において対応することを基本としていますが、維持修繕に係る費用が高額になり、配分された予算内で対応が難しいものについては、教育委員会事務局が全ての県立学校（75校）を対象とした調査を行い、その中から、生徒の安全を第一にして、その緊急性や必要性から優先順位を検討のうえ、定められた予算のなかで必要な修繕等の対応をすることとしています。ご意見をいただきました、4面のテニスコートにつきましては、表土を追加コートへのこみを均すことなど、老朽化したコートを改修するための費用が高額となることから、その修繕費用について該当の高校から要望を受けているところです。県立学校施設の維持修繕については、多くの学校から多種の修繕要望を受けている中で、工期的にもこれから本年度の要望には対応することはできませんが、該当の高校の現場の状況を確認したところ、ご意見いただいた状況が認められました。該当の高校と協議しながら、可能などころから対応を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 | 施策の参考とする  |
| 53         | 2020/1/29 | 電子メール | 苦情   | 県立高校の進路指導について       | 県立高校3年生の子どもの保護者です。子どもが通う高校の進路指導では、国公立大学を受験するように指導され、保護者や子どもの意見を聞いてくれません。しかも、本人が希望していない地方大学ばかりすすめてきます。高校は国公立大学の合格者数ばかり気にしているようですが、子どもの希望に対応することが、ニーズに応えた進路指導だと思います。   | 教育委員会事務局 | 高校教育課        | ご意見ありがとうございます。進路指導は、本人の適性、興味・関心等を踏まえ、日々の声かけや面談等をおして、子どもや保護者の思いや願いを丁寧に聞き取りながら行うことが大切です。また、その際は、子どもたちが自らの生き方を考え主体的に進路を選択・決定できるよう取り組む必要があります。県教育委員会といたしましては、このような進路指導を、担任、学年、進路指導部等が連携して実施していくよう、学校に指導してまいります。  | すでに実施している |



| 整理番号 | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名             | 概要  | 対応部局     | 対応課   | 対応内容   | 反映区分      |
|------|-----------|-------|------|----------------|---|----------|-------|--|-----------|
| 54   | 2020/2/5  | 電子メール | 提案意見 | 県立高校入試の追試験について | 新型コロナウイルス感染者のために、県立高校入試の追試験をするというニュースを聞きました。これはおかしいと思います。感染者数の多いインフルエンザではしていないのになぜでしょうか。  | 教育委員会事務局 | 高校教育課 | 新型コロナウイルスについては、文部科学省から、感染症に感染した又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から追試験の実施等の対応を検討するよう、連絡を受けているところです。なお、本県の高等学校入学選抜では、検査の当日、インフルエンザも含め、病気等やむを得ない理由によって検査の一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者を対象に追検査を実施しています。  | すでに実施している |
| 55   | 2020/2/17 | 封書・葉書 | 要望   | 県外からの高校入学について  | 私は中学2年生で、父の転勤で他県に転校しました。三重に戻りたいのですが中学校の先生が熱心に聞いてくれないので困っています。また、この県は大学も少ないので父に単身赴任してもらい母と三重に戻りたいのですが、情報が無いことにも困っています。県外からの高校入学についてバックアップしてください。   | 教育委員会事務局 | 高校教育課 | ご相談ありがとうございます。三重県立高等学校入学選抜の実施要項や過去の学力検査問題は、三重県のウェブページ（下記※1参照）に掲載しています。また、三重県の各県立高等学校の案内は、三重県教育委員会のウェブページ（下記※2参照）に掲載していますので、ご覧ください。なお、三重県立高等学校への三重県外からの入学志願については、11月下旬から12月上旬頃に、保護者対象の説明会を三重県庁周辺で開催します。詳細については、9月から10月頃に三重県のウェブページ（下記※1参照）に掲載しますので、ご確認ください。<br>※1 三重県のウェブページ（高等学校入学選抜）<br><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm</a> ※2 三重県教育委員会のウェブページ（三重県立高等学校案内）<br><a href="http://www.mie-c.ed.jp/rainbow/index.html">http://www.mie-c.ed.jp/rainbow/index.html</a>   | すでに実施している |
| 56   | 2020/1/21 | 電子メール | 提案意見 | 子どもへの虐待について    | 幼児、児童虐待を根絶するには、その背景にある家庭の色々な問題の解決が必要と思いますが、早期の解決はとても難しいので、子ども自身がSOSを出せるように教えることが有効だと思います。小学校では子どもがSOSできる電話番号等が書いてあるカードが配られています。実際に虐待を受けている子どもは自分が虐待されていることが分からなかったりするという話を聞きます。難しい部分もありますが、保育や学校の現場で子どもたちに、どんな場合に助けを求めたらいいのかを丁寧に教えてあげれば、自分の環境が普通ではないことや、我慢しなくていいということが分かる場合も多いと思います。苦しいと言っていい、逃げていい、悪い子じゃないということを知ってあげられるとよいと思います。そこで、施設や学校等で「命を守るための授業」を導入して、虐待の事例や、助けを求める方法について教え、それと同時に虐待の兆候がないかを見る時間を設け、児童相談所や警察と情報共有してはどうでしょうか。まずは、「命を守るための授業」をぜひ導入してください。この授業は、いじめに直面している子どもにも有効だと思います。 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | ご意見いただき、ありがとうございます。各学校では、子どもたちが命を大切に、自分をかけがえのない存在と感じられるよう、命を大切にする教育として、子どもたちの心に響く取組や自己肯定感を高める取組、スクールカウンセラー等専門家の研修により全ての教職員がカウンセリングマインドを身につける取組、見守りや関わりが必要な子どもに対する早期からの組織的な対応などを推進しているところです。また、県教育委員会では、子どもたちが必要に応じてSOSを発することができるよう、SOSの出し方や受け止め方に関する教育の進め方について専門機関から助言を得て、各県立学校や市町等教育委員会と情報共有を行ってきました。加えて、すべての教職員が「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう「児童虐待気づきリスト」を作成し、関係機関への情報共有及び通告の基準とするともに、各県立学校及び市町等教育委員会からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童虐待防止に係る関係機関との連携を支援しているところです。<br>今後も、ご指摘の観点を踏まえて、すべての学校において一層系統的、組織的に取組が進められるとともに、子どもたちが安心して生活できるよう取り組んでまいります。今後とも、本県の教育にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 | すでに実施している |